

2022年11月17日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 コ ー チ ・ エ イ
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 鈴木 義 幸
(コード番号：9339 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役 執行役員 CFO 瀬 瀬 順 史
(TEL. 03-3237-8050)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2022年11月17日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---|---|
| (1) 募 集 株 式 の 数 | 当社普通株式 450,000 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定 (2022年12月2日の取締役会で決定する。) |
| (3) 払 込 期 日 | 2022年12月21日 (水曜日) |
| (4) 増加する資本金及び
資 本 準 備 金
に 関 する 事 項 | 増加する資本金の額は、2022年12月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募 集 方 法 | 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社、みずほ証券株式会社、楽天証券株式会社、株式会社SBI証券、岡三証券株式会社、丸三証券株式会社及び松井証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発 行 価 格 | 未定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2022年12月13日に決定する。) |
| (7) 申 込 期 間 | 2022年12月14日 (水曜日) から
2022年12月19日 (月曜日) まで |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (9) 株 式 受 渡 期 日 | 2022年12月22日 (木曜日) |
| (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 280,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都千代田区三番町6番地
株式会社伊藤ホールディングス 280,000 株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 109,500 株（上限）
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目13番1号
野村證券株式会社 109,500 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 109,500 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1.における払込金額と同一とする。）
- (3) 申 込 期 日 2023年1月19日（木曜日）
- (4) 払 込 期 日 2023年1月20日（金曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2022年12月13日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割 当 方 法 割当価格で野村證券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割 当 価 格 未定（上記1.における引受価額と同一とする。）

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3. に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

5. 親引けの件

上記1. の公募による募集株式発行に当たり、当社は、野村証券株式会社に対し、引受株式数のうち、取得金額 86,988 千円に相当する株式数を上限として、福利厚生を目的に、当社社員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

- ① 募集株式の数 普通株式 450,000 株
- ② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し
280,000 株
オーバーアロットメントによる売出し
109,500 株

(※)

(2) 需要の申告期間 2022年12月6日(火曜日)から
2022年12月12日(月曜日)まで

(3) 価格決定日 2022年12月13日(火曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 2022年12月14日(水曜日)から
2022年12月19日(月曜日)まで

(5) 払込期日 2022年12月21日(水曜日)

(6) 株式受渡期日 2022年12月22日(木曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である株式会社伊藤ホールディングス(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2022年11月17日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式109,500株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、2022年12月22日から2023年1月16日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,742,400株
公募による増加株式数	450,000株
第三者割当増資による増加株式数	109,500株 (最大)
増加後の発行済株式総数	2,301,900株 (最大)

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 633,980 千円（＊）は、第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額上限 158,161 千円（＊）と合わせて、運転資金及び設備資金に充当する予定であります。具体的には、以下のとおりであります。

① 運転資金

当社が開発し提供しているシステムミック・コーチング™では、品質の高いコーチングを複数のコーチにより組成されるチームにより実施するため、当社の事業成長のためにはコーチ人材の拡大が必須となります。そのため、2023年12月期及び2024年12月期においてコーチ人材の採用拡大及びコーポレート人材の採用拡大を行なう予定です。これらの人員増加による人件費及び採用費に対する資金として402,886千円（2023年12月期：180,740千円、2024年12月期：222,146千円）を充当する予定であります。

コーチングセッションでは、クライアント企業の機密情報、個人情報等、秘匿性の高い情報に触れる機会が多くなっております。昨今では、ランサムウェア等のサイバー攻撃技術が向上しており、当社も時代の流れに伴走した情報セキュリティ投資を継続する必要があります。また、今後大きな自然災害が起こることも想定した情報セキュリティ体制が必要です。そのため、現在使用している社内サーバーを災害等に備え、クラウドに移すことで情報セキュリティを強化するとともに、現在拠点ごとに構築している認証基盤をインターネット上に移管する「ゼロトラスト化」を進めてまいります。

これら情報セキュリティ投資に対する資金として143,497千円（2023年12月期：70,835千円、2024年12月期：72,662千円）を充当する予定であります。

当社は、1対1のコーチング及びクラスのスケジュール、コーチング履歴、アセスメント結果等を管理する独自のシステムを構築しております。このコーチング管理ツール等のシステム保守運用資金として79,560千円（2023年12月期：39,780千円、2024年12月期：39,780千円）を充当する予定であります。

現在当社グループは日本に加え、米国、中国、タイに現地拠点を有しております。日系企業のグローバル規模での組織変革のニーズに対応すべく、アジア、北米、欧州での新規拠点設立を検討してまいります。そこで、新規拠点設立先候補の市場調査等の検討費用として、2023年12月期に20,000千円を充当する予定であります。

② 設備資金

サービス開発投資として、クライアント企業の組織内の「対話」を促進するための新プラットフォームのソフトウェア開発を計画しております。システムミック・コーチング™による組織開発は、当社が提供するシステムミック・コーチング™によりクライアント企業の組織内に「対話」が起きることで、組織に変革を起こすことを目的としています。新プラットフォームの仕様についての詳細は検討中ではございますが、プラットフォーム上でコーチング学習やコーチングのフィードバックを恒常的に行うことで、コーチングサービス提供後も全社

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

で「対話」を促進していくことが狙いとなります。また、受注管理システム等の管理用システム改修を計画しております。これらのソフトウェア投資資金として144,000千円（2023年12月期：72,000千円、2024年12月期：72,000千円）を充当する予定であります。

また、残額については、2025年12月期以降の運転資金として人件費及び採用費に充当する予定であります。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

*有価証券届出書提出時における想定発行価格 1,570 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置付けており、必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するための資源として利用していく予定であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今後は、積極的に株主への利益還元を実施いたしたいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり 当期純損失(△)	247.20円	△140.26円	86.97円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	30.00円 (-1円)	-1円 (-1円)	30.00円 (-1円)
実績配当性向	12.1%	-%	17.2%
自己資本当期純利益率	14.4%	-%	10.1%
純資産配当率	1.7%	-%	1.8%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 2020年12月期の1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載していません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。
4. 当社は、2022年9月16日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っておりますが、2020年12月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
5. 上記4.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2019年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2019年12月期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、仰星監査法人の監査を受けておりません。

	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり 当期純損失△	123.60円	△140.26円	86.97円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	15.00円 (-1円)	-1円 (-1円)	15.00円 (-1円)

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

5. ロックアップについて

上記1. の公募による募集株式発行並びに上記2. の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、貸株人及び売出人である株式会社伊藤ホールディングス、当社株主である伊藤守、伊藤光太郎、コーチ・エィ社員持株会、鈴木義幸、栗本渉、瀨瀬順史、片岡詳子、桜井一紀、市毛智雄、青木美知子、稲川由太郎、清水達也、片桐多佳子、戸田ちえ子、篠口恵美子、後藤淑子、石渡理恵子、平野圭子、丹羽陽子、森直子、内村創、望月寛及び長田祐典は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2023年6月19日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、上記2. の引受人の買取引受による株式売出し及び上記3. のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2023年6月19日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、上記1. の公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行、譲渡制限付株式報酬にかかわる発行及び上記3. のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、2022年11月17日開催の当社取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社普通株式の割当を受けた者（コーチ・エィ社員持株会、瀨瀬順史、鈴木義幸、片岡詳子、片桐多佳子、有吉祐介、栗本渉、大山悠及び長田祐典）との間で継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。